

森林・山村多面的機能発揮対策実施要領（平成 25 年 5 月 16 日付け 25 林整森第 59 号農林水産事務次官依命通知）の一部改正新旧対照表

<p>第 1～第 2 [略]</p> <p>第 3 実施体制</p> <p>1 [略]</p> <p>2 地方公共団体の役割</p> <p>(1) 都道府県知事は、本対策による地域の取組を効果的に推進するために、<u>地域協議会及び活動組織</u>に対する支援・指導等を行うよう努めるものとする。また、必要に応じて、交付状況の点検及び効果の評価を行うため、第三者機関を設置することができるものとする。</p> <p>(2) 市町村長は、本対策による取組が円滑に実施されるよう、<u>活動組織による管内の活動の有効性を確認するとともに、活動組織への支援・指導等を行うよう努める</u>ものとする。</p> <p>3 地域協議会の役割</p> <p>(1) 活動組織への交付金の交付 地域協議会は、本交付金を活動組織に交付する。</p> <p>(2) 活動組織に対する支援や指導等</p> <p>ア 活動組織に対する活動が可能な対象森林の情報提供。</p> <p>イ 活動組織を対象とした技能・安全研修。</p> <p>ウ 活動組織への資機材の貸与及び当該貸与に供する資機材の購入等。</p> <p>エ その他本対策の推進に必要な支援・指導等。</p>	<p>第 1～第 2 [略]</p> <p>第 3 実施体制</p> <p>1</p> <p>2 地方公共団体の役割</p> <p>(1) 都道府県知事は、本対策による地域の取組を効果的に推進するために、<u>地域協議会</u>に対する支援・指導等を行うものとする。また、必要に応じて、交付状況の点検及び効果の評価を行うため、第三者機関を設置することができるものとする。</p> <p>(2) 市町村長は、本対策による取組が円滑に実施されるよう、活動組織への<u>指導等を行う</u>ものとする。</p> <p>3 地域協議会の役割</p> <p>(1) 活動組織への交付金の交付 地域協議会は、本交付金を活動組織に交付する。</p> <p>(2) 活動組織に対する支援や指導等</p> <p>ア 活動組織に対する活動が可能な対象森林の情報提供。</p> <p>イ 活動組織を対象とした技能・安全研修。</p> <p>ウ 活動組織への資機材の貸与及び当該貸与に供する資機材の購入等。</p> <p>エ その他本対策の推進に必要な支援・指導等。</p>
--	---

(3) 活動組織と地方公共団体との連絡調整等

ア 協議会は、活動組織と地方公共団体との事務的な調整を行う。

イ 協議会は、必要に応じて地方公共団体が実施する活動組織への支援に協力する。

4 活動組織の役割

本対策に係る活動に取り組む活動組織は、森林・山村の多面的機能の維持・向上のための保全活動等の実施主体として、里山林の資源を保全・活用することにより、山村の活性化に資するよう努めるものとする。

また、本対策による活動が終了した後においても、自立的に山村の活性化に資する取組を行うよう努めるものとする。

第4 実施期間

平成29年度から平成33年度までとする。

第5～第6 [略]

附則 [略]

附則（平成29年〇月〇日 林整森第4号）

この要領は、平成29年〇月〇日から施行する。

この通知による改正前の本要領に基づいて実施した報告等については、なお従前の例によることとする。

4 活動組織の役割

本対策に係る活動に取り組む活動組織は、森林・山村の多面的機能の維持・向上のための保全活動等の実施主体として、里山林の資源を保全・活用することにより、山村の活性化に資するよう努めるものとする。

第4 実施期間

平成25年度から平成28年度までとする。

第5～第6 [略]

附則 [略]

<p>(別紙1) [略]</p> <p>(別紙2)</p> <p style="text-align: center;">活動組織</p> <p>第1～第2 [略]</p> <p>第3 規約等の要件</p> <p>活動組織は、次に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 代表者が定められていること。</p> <p>(2) 活動する森林の所在する都道府県内に<u>主たる事務所</u>を置いていること。</p> <p>(3) [略]</p> <p><u>(4) 規約等に、「会費を徴収すること」又は「林産物等の販売等」の収入の確保等を規定するなどにより自立的な活動が可能であること。</u></p> <p><u>(5) 活動組織の代表者と協定の対象とする森林の所有者との間で第4に掲げる事項を定めた協定が締結されていること。</u></p> <p>第4 [略]</p>	<p>(別紙1) [略]</p> <p>(別紙2)</p> <p style="text-align: center;">活動組織</p> <p>第1～第2 [略]</p> <p>第3 規約等の要件</p> <p>活動組織は、次に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 代表者が定められていること。</p> <p>(2) 活動する森林の所在する都道府県内に<u>事務所</u>を置いていること。</p> <p>(3) [略]</p> <p><u>(4) 活動組織の代表者と協定の対象とする森林の所有者との間で第4に掲げる事項を定めた協定が締結されていること。</u></p> <p>第4 [略]</p>
--	--

(別紙3)

森林・山村多面的機能発揮対策交付金（本交付金）に係る事業の実施方法

### 第1 事業内容

本交付金の対象とする事業内容は以下のとおりとする。

#### (1) 交付・申請事務

ア 地域協議会は、活動組織から提出された申請書に添付された活動計画について、申請書を審査するに当たり、様式第14号により活動が計画されている市町村の意見を聴取する。

イ 地域協議会は、活動組織から提出された申請書等を審査するとともに、適当と認められるものについて取りまとめの上、林野庁長官等に申請を行う。また、活動組織に対し、本交付金の交付額等の通知及び交付を行う。

#### (2) [略]

#### (3) 活動組織が実施する活動への交付金の交付

活動組織が実施する以下の活動に対して、本交付金を交付する。

種類	活動内容
活動推進費	現地の林況調査、活動計画の実施のための話し合い、研修等
地域環境保全タイプ	

(別紙3)

森林・山村多面的機能発揮対策交付金（本交付金）に係る事業の実施方法

### 第1 事業内容

本交付金の対象とする事業内容は以下のとおりとする。

#### (1) 交付・申請事務

地域協議会が活動組織から提出された申請書等を審査するとともに、適当と認められるものについて取りまとめの上、林野庁長官等に申請を行う。また、活動組織に対し、本交付金の交付額等の通知及び交付を行う。

#### (2) [略]

#### (3) 活動組織が実施する活動への交付金の交付

活動組織が実施する以下の活動に対して、本交付金を交付する。

種類	活動内容
活動推進費	現地の林況調査、活動計画の実施のための話し合い、研修等
地域環境保全タイプ	

	(里山林保全)	雑草木の刈払い・集積・処理、落ち葉掻き、歩道・作業道の作設・改修、地拵え、植栽、播種・施肥、不要萌芽の除去、緩衝帯・防火帯作設のための樹木の伐採・搬出、風倒木・枯損木の除去・集積・処理、土留め・鳥獣害防止柵等の設置、これらの活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、 <u>安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング</u> 、傷害保険等		(里山林保全)	雑草木の刈払い・集積・処理、落ち葉掻き、歩道・作業道の作設・改修、地拵え、植栽、播種・施肥、不要萌芽の除去、緩衝帯・防火帯作設のための樹木の伐採・搬出、風倒木・枯損木の除去・集積・処理、土留め・鳥獣害防止柵等の設置、これらの活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、傷害保険等
	(侵入竹除去・竹林整備)	竹・雑草木の伐採・搬出・処理・利用、これらの活動に必要な森林調査・見回り、 <u>機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング</u> 、傷害保険等		(侵入竹除去・竹林整備)	竹・雑草木の伐採・搬出・処理・利用、これらの活動に必要な森林調査・見回り、傷害保険等
	森林資源利用タイプ	雑草木の刈払い・集積・処理、落ち葉掻き、歩道・作業道の作設・改修、木質バイオマス・炭焼き・しいたけ原木・伝統工芸品原料のための未利用資源の伐採・搬出・加工、特用林産物の植付・播種・施肥・採集、これらの活動に必要な森林調査・見回り、 <u>機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング</u> 、傷害保険等		森林資源利用タイプ	雑草木の刈払い・集積・処理、落ち葉掻き、歩道・作業道の作設・改修、木質バイオマス・炭焼き・しいたけ原木・伝統工芸品原料のための未利用資源の伐採・搬出・加工、特用林産物の植付・播種・施肥・採集、これらの活動に必要な森林調査・見回り、傷害保険等

森林機能強化タイプ	歩道や作業道等の作設・改修、鳥獣害防止柵の設置・補修、及びこれらの実施前後に必要なとなる森林調査・見回り
教育・研修活動タイプ	森林環境教育、生物多様性保全の調査、体験林業の際の安全講習、移動のためのバス借上、森林施業技術の向上に向けた技術指導、傷害保険等
資機材・施設の整備	地域環境保全タイプ、森林資源利用タイプ又は森林機能強化タイプの実施に必要な機材、資材及び施設の購入・設置

ア～イ [略]

ウ 教育・研修活動タイプは、地域環境保全タイプ又は森林資源利用タイプと組み合わせることにより実施することができる。なお、教育・研修活動タイプにより森林環境教育を実施する場合は、指導者として以下の条件を満たす者を参画させることとする。

- ① 森林環境教育、森林、自然環境等の指導者としてふさわしいと認められる資格を有する者。
- ② その他、教育・研修活動タイプの目的と照らして指導者としてふさわしい知識経験を有する者として地域協議会が認めた者。

(4) その他

本交付金事業の実施に必要な事項。

森林機能強化タイプ	歩道や作業道等の作設・改修、鳥獣害防止柵の設置・補修、及びこれらの実施前後に必要なとなる森林調査・見回り
教育・研修活動タイプ	森林環境教育、生物多様性保全の調査、体験林業の際の安全講習、移動のためのバス借上、森林施業技術の向上に向けた技術指導、傷害保険等
資機材・施設の整備	地域環境保全タイプ、森林資源利用タイプ又は森林機能強化タイプの実施に必要な機材、資材及び施設の購入・設置

ア～イ [略]

ウ 教育・研修活動タイプは、他のタイプと組み合わせて実施及び単独で実施することができる。なお、教育・研修活動タイプにより森林環境教育を実施する場合は、指導者として以下の条件を満たす者を参画させることとする。

- ① 森林環境教育、森林、自然環境等の指導者としてふさわしいと認められる資格を有する者。
- ② その他、教育・研修活動タイプの目的と照らして指導者としてふさわしい知識経験を有する者として地域協議会が認めた者。

(4) その他

本交付金事業の実施に必要な事項。

第2 対象森林等

1 対象森林等

(1) 本交付金の対象となる森林は、活動を行う時点において、森林経営計画及び森林施業計画が策定されていない森林とする。

〔削除〕

(2) 〔略〕

2 〔略〕

第3 〔略〕

第4 交付金の使途

(1) 〔略〕

(2) 活動組織

本交付金のうち活動組織への交付対象となる経費は次に定めるとおりとする。

ア 〔略〕

イ 交付単価

国の交付金による交付単価又は交付率は、次に掲げる表中の種類

第2 対象森林等

1 対象森林等

(1) 本交付金の対象となる森林は、活動を行う時点において、森林経営計画及び森林施業計画が策定されていない森林とする。

ただし、教育・研修活動タイプを実施する場合（他のタイプと組み合わせる場合を含む。）については、森林経営計画及び森林施業計画を策定している森林を対象森林に含めることができる。

(2) 〔略〕

2 〔略〕

第3 〔略〕

第4 交付金の使途

(1) 〔略〕

(2) 活動組織

本交付金のうち活動組織への交付対象となる経費は次に定めるとおりとする。

ア 〔略〕

イ 交付単価

国の交付金による交付単価又は交付率は、次に掲げる表中の種類

ごとに定めるとおりとする。

地方公共団体が、国の交付金と連携して一体的に補助を行う場合の当該地方公共団体の交付単価又は交付額は、表中の種類ごとの(2)「国の交付金に地方公共団体の地方単独事業による補助を加えた交付単価又は交付額の目安」から国の交付金による交付単価又は交付率を控除した額を目安とするとともに、(3)「国の交付金に地方公共団体の地方単独事業による補助を加えた交付単価又は交付額の上限」から、国の交付金による交付単価又は交付率を控除した額を超えない額とする。

なお、地方公共団体が、本交付金と連携して一体的に地方単独事業として独自に交付する場合の交付額は、本交付金と同額になることを想定して、所要の地方財政措置が講じられている（このことは、地方公共団体で国の交付金の額を超える補助を行うことを妨げるものではない。）。

種 類	(1) 国の交付単価又は交付率	<u>(2) 国の交付金に地方公共団体の地方単独事業による補助を加えた交付単価又は交付額の目安</u>	<u>(3) 国の交付金に地方公共団体の地方単独事業による補助を加えた交付単価又は交付額の上限</u>
① 活動推進費	<u>112,500</u> 円 (初年度の み)	<u>150,000円 (初年度のみ)</u>	<u>225,000</u> 円 (初年度のみ)

ごとに定めるとおりとする。

地方公共団体が、国の交付金と連携して一体的に補助を行う場合の当該地方公共団体の交付単価又は交付額は、表中の種類ごとの(2)「国の交付金に地方公共団体の地方単独事業による補助を加えた交付単価又は交付額」から、国の交付金による交付単価又は交付率を控除した額を超えない額とする。

なお、地方公共団体が、本交付金と連携して一体的に地方単独事業として独自に交付する場合の交付額は、本交付金と同額になることを想定して、所要の地方財政措置が講じられている（このことは、地方公共団体で国の交付金の額を超える補助を行うことを妨げるものではない。）。

種 類	(1) 国の交付単価又は交付率	<u>(2) 国の交付金に地方公共団体の地方単独事業による補助を加えた交付単価又は交付額</u>
① 活動推進費	<u>15万</u> 円 (初年度のみ)	<u>30万</u> 円 (初年度のみ)
② 地域環境保	1 ha 当たり	1 ha 当たり <u>32</u>



②地域環境保全タイプ(里山林保全)	1 ha 当たり <u>120,000</u> 円	<u>1 ha 当たり</u> <u>160,000</u> 円	1 ha 当たり <u>240,000</u> 円
③地域環境保全タイプ(侵入竹除去・竹林整備)	1 ha 当たり <u>285,000</u> 円	<u>1 ha 当たり</u> <u>380,000</u> 円	1 ha 当たり <u>570,000</u> 円
④森林資源利用タイプ	1 ha 当たり <u>120,000</u> 円	<u>1 ha 当たり</u> <u>160,000</u> 円	1 ha 当たり <u>240,000</u> 円
⑤森林機能強化タイプ	1m 当たり <u>800</u> 円	<u>1 m 当たり</u> <u>1,000</u> 円	1m 当たり <u>1,600</u> 円
⑥教育・研修活動タイプ	1 回 当たり <u>38,000</u> 円 (12 回 <u>456,000</u> 円 を上限とする。)	<u>1 回 当たり</u> <u>50,000</u> 円 (12 回 <u>600,000</u> 円 を上限とする。)	1 回 当たり <u>76,000</u> 万円 (12 回 <u>912,000</u> 円 を上限とする。)
⑦資機材・施設の整備	購入額の 1/2 以内	＝	＝
	購入額の 1/3 以内	＝	＝

注1)～注3) [略]

表 [略]

全タイプ(里山林保全)	<u>16</u> 万円	<u>万</u> 円
③地域環境保全タイプ(侵入竹除去・竹林整備)	1 ha 当たり <u>38</u> 万円	1 ha 当たり <u>76</u> 万円
④森林資源利用タイプ	1 ha 当たり <u>16</u> 万円	1 ha 当たり <u>32</u> 万円
⑤森林機能強化タイプ	1m 当たり <u>1千</u> 円	1m 当たり <u>2千</u> 円
⑥教育・研修活動タイプ	1 回 当たり <u>5</u> 万円 (12 回 <u>60</u> 万円 を上限とする。)	1 回 当たり <u>10</u> 万円 (12 回 <u>120</u> 万円 を上限とする。)
⑦資機材・施設の整備	購入額の 1/2 以内	<u>左記の額と同額を加算した額</u>
	購入額の 1/3 以内	<u>左記の額と同額を加算した額</u>

注1)～注3) [略]

表 [略]

## 第5 採択手続等

地域協議会が本交付金を交付する活動組織の活動の実施等については、次に定めるとおりとする。

1～2 [略]

### 3 活動計画

活動組織は、次に掲げる事項を定めた活動計画書を様式第12号により作成するものとする。

- (1) 組織の名称及び所在地
- (2) 活動する地区の概要、取組の背景等
- (3) 年度別スケジュール
- (4) 活動の目標と活動結果を測定するためのモニタリング方法（地域環境保全タイプ及び森林資源利用タイプについて記載）
- (5) 年度別に実施する安全講習等の名称及び内容
- (6) 安全のために装備する物品及び障害保険の名称
- (7) 計画図
- (8) その他必要な事項

### 4 採択申請

- (1) 活動組織の代表者は、本交付金の交付について採択を受けようとするときは、活動計画書に協定及び活動組織の運営に関する規約等を添え、様式第13号により地域協議会長に提出するものとする。

(2) 地域協議会長は、(1)により提出のあった申請書に添付された活

## 第5 採択手続等

地域協議会が本交付金を交付する活動組織の活動の実施等については、次に定めるとおりとする。

1～2 [略]

### 3 活動計画

活動組織は、次に掲げる事項を定めた活動計画書を様式第12号により作成するものとする。

- (1) 組織の名称及び所在地
- (2) 活動する地区の概要、取組の背景等
- (3) 年度別スケジュール

(4) 計画図

(5) その他必要な事項

### 4 採択申請

- (1) 活動組織の代表者は、本交付金の交付について採択を受けようとするときは、活動計画書に協定及び活動組織の運営に関する規約等を添え、様式第13号により地域協議会長に提出するものとする。

動計画書について、申請書を審査するに当たり、別紙様式 14 により活動が計画されている市町村の意見を聴取する。

(3) 地域協議会長は、(1) により提出のあった書類を審査の上、当該活動組織に本交付金を交付することが適当であると認めるときは、国からの交付決定後に採択を決定し、速やかにその旨を、様式第 15 号により、活動組織の代表者に通知するものとする。

(4) 地域協議会長は (1) により提出された書類を審査するに当たっては、次に掲げる事項の全てを満たしている活動について採択するものとする。

ア 活動が計画されている市町村の意見により活動の有効性が確認されていること。

イ 会費の徴収等により自立的に活動できる組織であること。

ウ 活動期間中に安全講習や森林施業技術の向上の講習を実施すること。

カ 活動に必要な安全装備を備えること及び傷害保険に加入すること。

キ 活動計画書に活動の目標と活動結果のモニタリング方法が記載されていること。

(4) 地域協議会長は (1) により提出された書類を審査するに当たっては、次に掲げる事項に該当する活動について優先的に採択するものとする。

ア 第 4 の (2) のイの表の(2)の欄に示す交付単価又は交付額以上の交付を行うことが可能な活動であること。なお、地方公共団体の支援により第 4 の (2) のイの表の(1)の欄に示す交付単価又は交

(2) 地域協議会長は、(1) により提出のあった書類を審査の上、当該活動組織に本交付金を交付することが適当であると認めるときは、国からの交付決定後に採択を決定し、速やかにその旨を、様式第 14 号により、活動組織の代表者に通知するものとする。

(3) 地域協議会長は (1) により提出された書類を審査するに当たっては、次に掲げる事項を踏まえつつ審査するものとする。

ア 森林施業技術の向上の取組や安全対策が適切に行われているか。

付額以上の交付を行うことが可能な活動についても優先するよう配慮をする。

イ 写真等により、長期にわたって手入れがされていない里山林で行われる活動と判断されるものであること。

ウ 申請に係る活動対象森林において、4年以上にわたり同様の活動を行うこととなるものではなく、これまで長期間にわたり手入れがされていない森林で新たな活動を開始するもの（当該森林で活動を開始してから3年を経過していないものを含む。）

エ 地域に根ざした活動を行う地域住民等が組織した団体やNPO等が行うものであること。

オ 構成員が活動を計画している市町村内の多様な者で構成されている活動組織が行うものであること。

カ 活動内容、活動面積、活動回数、農業等地域の経済活動との連携状況等を総合的に判断して、効果的な活動であること。

(4) 地域協議会長は、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法(平成28年法律第33号)第2条に規定する「特定有人国境離島地域」で計画された活動については、予算の範囲内において、その外の地域の活動とは別に審査することができる。

(5) 地域協議会長は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）に基

イ 活動組織の構成員が地域の多様な者で構成されているか。

ウ 活動内容が、地元の自治体、自治会、集落などのニーズに対応するなど地域の活性化に寄与しているか。

エ 活動内容、活動面積、活動回数等を総合的に判断して、効果的な活動か。

(4) 地域協議会長は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）に基

づき都道府県又は市町村が定める国土強靱化地域計画に位置付けられた活動であるかを踏まえつつ審査するものとする。

5～6 [略]

## 7 活動の実施

地域協議会及び活動組織は、次に掲げる事項に留意の上、円滑かつ効果的な活動の実施に努めるものとする。なお、本交付金による事業の着手は、原則として、国からの交付決定通知または地域協議会からの採択通知を受けて行うものとする。ただし、活動の円滑な実施を図るため、採択決定前に着手する場合にあっては、地域協議会及び活動組織は、あらかじめ、その理由を明記した採択決定前着手届を様式第9号により、国または地域協議会にそれぞれ提出するものとする。

(1)～(3) [略]

(4) 活動組織は、活動期間中は毎年一回以上の安全講習や森林施業技術の向上の講習を実施するとともに傷害保険への加入等の措置を講じるものとする。

(5) 活動組織は、活動の成果を測定するためのモニタリングを実施するものとする。

(6) 地域協議会が資機材を購入して活動組織へ貸与する場合は、次に掲げる事項に留意して行うものとする。

ア 活動組織への資機材の貸与は、目的、管理責任者、貸与料等を明

づき都道府県又は市町村が定める国土強靱化地域計画に位置付けられた取組であるかを踏まえつつ審査するものとする。

5～6 [略]

## 7 活動の実施

地域協議会及び活動組織は、次に掲げる事項に留意の上、円滑かつ効果的な活動の実施に努めるものとする。なお、本交付金による事業の着手は、原則として、国からの交付決定通知または地域協議会からの採択通知を受けて行うものとする。ただし、活動の円滑な実施を図るため、採択決定前に着手する場合にあっては、地域協議会及び活動組織は、あらかじめ、その理由を明記した採択決定前着手届を様式第9号により、国または地域協議会にそれぞれ提出するものとする。

(1)～(3) [略]

(4) 活動組織は、必要に応じ安全講習の受講及び傷害保険への加入等の措置を講じるなど、安全面に十分配慮し、活動を実施することとする。

(5) 地域協議会が資機材を購入して活動組織へ貸与する場合は、次に掲げる事項に留意して行うものとする。

ア 活動組織への資機材の貸与は、目的、管理責任者、貸与料等を明

らかにして、適正に実施するものとする。

イ 地域協議会は、資機材のメンテナンスを実施するものとする。

ウ 地域協議会と活動組織の間において、貸与の目的、期間、貸与料、目的外使用の禁止等の事項について明記された貸付契約を締結するものとする。

エ 地域協議会が活動組織に対して貸与料を徴収する場合の貸与料は、「地域協議会が負担した額（＝購入額－購入額に係る交付額）／耐用年数＋年間管理費」以下とする。

8～9 [略]

第6～8 [略]

(別紙4) [略]

森林・山村多面的機能発揮対策実施要領 様式集

様式番号	様式名	作成者	申請(提出)先	ページ番号
1	地域協議会規約(例)	地域協議会	国	25
2	地域協議会事務処理規程(例)	地域協議会	国	33
3	地域協議会会計	地域協議会	国	34

らかにして、適正に実施するものとする。

イ 地域協議会は、資機材のメンテナンスを実施するものとする。

ウ 地域協議会と活動組織の間において、貸与の目的、期間、貸与料、目的外使用の禁止等の事項について明記された貸付契約を締結するものとする。

エ 地域協議会が活動組織に対して貸与料を徴収する場合の貸与料は、「地域協議会が負担した額（＝購入額－購入額に係る交付額）／耐用年数＋年間管理費」以下とする。

8～9 [略]

第6～8 [略]

(別紙4) [略]

森林・山村多面的機能発揮対策実施要領 様式集

様式番号	様式名	作成者	申請(提出)先	ページ番号
1	地域協議会規約(例)	地域協議会	国	25
2	地域協議会事務処理規程(例)	地域協議会	国	33
3	地域協議会会計	地域協議会	国	34

	処理規程（例）									
4	地域協議会文書 取扱規程（例）	地域協議会	国	41		4	地域協議会文書 取扱規程（例）	地域協議会	国	41
5	地域協議会公印 取扱規程（例）	地域協議会	国	45		5	地域協議会公印 取扱規程（例）	地域協議会	国	45
6	地域協議会内部 監査実施規程 （例）	地域協議会	国	48		6	地域協議会内部 監査実施規程 （例）	地域協議会	国	48
7	森林・山村多面的 機能発揮対策 交付金に係る地 域協議会の承認 申請書	地域協議会	国	50		7	森林・山村多面的 機能発揮対策 交付金に係る地 域協議会の承認 申請書	地域協議会	国	50
8	森林・山村多面的 機能発揮対策 交付金に係る地 域協議会規約そ の他規程の変更 届出書	地域協議会	国	57		8	森林・山村多面的 機能発揮対策 交付金に係る地 域協議会規約そ の他規程の変更 届出書	地域協議会	国	57
9	平成○年度 森 林・山村多面的 機能発揮対策交 付金交付決定前 着手届	地域協議会	国	59		9	平成○年度 森 林・山村多面的 機能発揮対策交 付金交付決定前 着手届	地域協議会	国	59

10	活動組織規約 (例)	活動組織	地域協 議会	60		10	活動組織規約 (例)	活動組織	地域協 議会	60	
11	森林・山村多面的機能発揮対策 交付金の実施に 関する協定書 (例)	活動組織	地域協 議会	66		11	森林・山村多面的機能発揮対策 交付金の実施に 関する協定書 (例)	活動組織	地域協 議会	66	
12	森林・山村多面的機能発揮対策 交付金に係る活 動計画書	活動組織	地域協 議会	68		12	森林・山村多面的機能発揮対策 交付金に係る活 動計画書	活動組織	地域協 議会	68	
13	森林・山村多面的機能発揮対策 交付金に係る採 択申請書	活動組織	地域協 議会	72		13	森林・山村多面的機能発揮対策 交付金に係る採 択申請書	活動組織	地域協 議会	72	
<u>14</u>	<u>平成○年度森林 山村多面的機能 発揮対策の活動 の有効性に関す る意見等につい て</u>	<u>地域協議会</u>	<u>市町村</u>	<u>○</u>							
<u>15</u>	森林・山村多面的機能発揮対策 交付金に係る採	地域協議会	活動組 織	76		<u>14</u>	森林・山村多面的機能発揮対策 交付金に係る採	地域協議会	活動組 織	76	



	択通知書									
<u>16</u>	森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る採択変更申請書	活動組織	地域協議会	77		<u>15</u>	森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る採択変更申請書	活動組織	地域協議会	77
<u>17</u>	平成○年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金(活動記録)	活動組織	地域協議会	80		<u>16</u>	平成○年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金(活動記録)	活動組織	地域協議会	80
<u>18</u>	平成○年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金(金銭出納簿)	活動組織	地域協議会	83		<u>17</u>	平成○年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金(金銭出納簿)	活動組織	地域協議会	83
<u>19</u>	<u>平成○年度 モニタリング結果報告書</u>	<u>活動組織</u>	<u>地域協議会</u>	<u>○</u>						
<u>20</u>	森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る実施状況報告書	活動組織	地域協議会	84		<u>18</u>	森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る実施状況報告書	活動組織	地域協議会	84
<u>21</u>	森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る実	地域協議会	活動組織	86		<u>19</u>	森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る実	地域協議会	活動組織	86

	施状況確認通知書			
<u>22</u>	森林・山村多面的機能発揮対策 交付金に係る実施状況取りまとめ報告書	地域協議会	国	87

(様式第1号)～(様式第6号) [略]

(様式第7号) [略]

(別添1) [略]

	施状況確認通知書			
<u>20</u>	森林・山村多面的機能発揮対策 交付金に係る実施状況取りまとめ報告書	地域協議会	国	87

(様式第1号)～(様式第6号) [略]

(様式第7号) [略]

(別添1) [略]

<p>(別添 2)</p> <p>森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る業務方法書</p> <p style="text-align: right;">〇〇地域協議会</p> <p>第 1 章～第 3 章 [略]</p> <p>第 4 章 雑則</p> <p>(事業期間)</p> <p>第 9 条 <u>本対策の事業期間は、平成〇年度から平成 33 年度までとするものとする。</u></p> <p>附 則 [略]</p> <p>(別記様式第 1 号) ～ (別記様式第 2 号) [略]</p> <p>(様式第 8 号) ～ (様式第 9 号) [略]</p>	<p>(別添 2)</p> <p>森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る業務方法書</p> <p style="text-align: right;">〇〇地域協議会</p> <p>第 1 章～第 3 章 [略]</p> <p>第 4 章 雑則</p> <p>(事業期間)</p> <p>第 9 条 <u>本対策の事業期間は、平成 25 年度から平成 28 年度までとするものとする。</u></p> <p>附 則 [略]</p> <p>(別記様式第 1 号) ～ (別記様式第 2 号) [略]</p> <p>(様式第 8 号) ～ (様式第 9 号) [略]</p>
---	--

<p>(様式第 10 号)</p> <p style="text-align: center;">〇〇活動組織規約 (例)</p> <p style="text-align: right;">平成〇年〇月〇日制定</p> <p>第 1 章 [略]</p> <p>第 2 章</p> <p>(構成員)</p> <p>第 4 条 活動組織の構成員は別紙のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>なお、活動組織の構成に当たっては、地域の実情を踏まえ、関係者が十分協議し、備考欄に構成員の所属等を記載するよう努める。</u></p> <p>第 5 章 事務、会計及び監査</p> <p>(書類及び帳簿の備付け)</p> <p>第 11 条 活動組織は、第 2 条の事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 活動組織規約</li> <li>二 役員等の氏名及び住所を記載した書面</li> <li>三 収入及び支出に関する証拠書類、帳簿及び財産管理台帳</li> <li>四 その他代表が必要と認めた書類</li> </ol>	<p>(様式第 10 号)</p> <p style="text-align: center;">〇〇活動組織規約 (例)</p> <p style="text-align: right;">平成〇年〇月〇日制定</p> <p>第 1 章 [略]</p> <p>第 2 章</p> <p>(構成員)</p> <p>第 4 条 活動組織の構成員は別紙のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>(備考)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>活動組織の構成に当たっては、地域の実情を踏まえ、関係者が十分協議する。</u></p> <p>第 5 章 事務、会計及び監査</p> <p>(書類及び帳簿の備付け)</p> <p>第 11 条 活動組織は、第 2 条の事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 活動組織規約</li> <li>二 役員等の氏名及び住所を記載した書面</li> <li>三 収入及び支出に関する証拠書類、帳簿及び財産管理台帳</li> <li>四 その他代表が必要と認めた書類</li> </ol>
---	--

<p>(書類の保存) 第 12 条 活動組織は、前条各号に掲げる書類を事業終了年度の翌年度から 5 年間保存することとする。</p> <p>(事業及び会計年度) 第 13 条 活動組織の事業及び会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。</p> <p>(資金) 第 14 条 活動組織の資金は、次の各号に掲げるものとし、その会計に当たってはほかの会計と区分して経理する。 一 森林・山村多面的機能発揮対策交付金 二 その他の収入</p> <p><u>(会費)</u> <u>第 15 条 前条第二に掲げる収入として、会員から月 (年) ○○円の会費を徴収するものとする。</u></p> <p>(事務経費支弁の方法等) <u>第 16 条～第 24 条</u> [略]</p> <p>第 6 章～第 7 章 [略]</p>	<p>(書類の保存) 第 12 条 活動組織は、前条各号に掲げる書類を事業終了年度の翌年度から 5 年間保存することとする。</p> <p>(事業及び会計年度) 第 13 条 活動組織の事業及び会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。</p> <p>(資金) 第 14 条 活動組織の資金は、次の各号に掲げるものとし、その会計に当たってはほかの会計と区分して経理する。 一 森林・山村多面的機能発揮対策交付金 二 その他の収入</p> <p>(事務経費支弁の方法等) <u>第 15 条～第 23 条</u> [略]</p> <p>第 6 章～第 7 章 [略]</p>
---	--

附 則 [略]

(別紙) [略]

(様式第 11 号) [略]

附 則 [略]

(別紙) [略]

(様式第 11 号) [略]

(様式第 12 号)

活 動 計 画 書

平成○年○月○日策定

○○活動組織

(様式第 12 号)

活 動 計 画 書

平成○年○月○日策定

○○活動組織

森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る活動計画書

1～7 [略]

8. 活動の目標と活動結果を測定するためのモニタリング方法（地域環境保全タイプ及び森林資源利用タイプについて記載）

<u>タイプ名</u>	<u>目 標</u>	<u>モニタリング方法</u>

(注) 目標の設定及びモニタリング方法の記載については、別に定めるガイドラインを参考とすること。

9. 年度別に実施する安全講習等の名称及び内容

<u>年 度</u>	<u>講習の名称</u>	<u>講習の内容</u>
<u>年度</u>		
<u>年度</u>		
<u>年度</u>		

10. 安全のために装備する物品及び障害保険の名称

11. 4年目以降の活動（森林管理）計画

森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る活動計画書

1～7 [略]

8. 森林施業技術の向上の取組及び安全対策（技術講習の受講、安全装備、傷害保険加入等）

9. 4年目以降の活動（森林管理）計画



1.2. 計画図（協定の対象としている区域の図面）

取組の実施箇所の森林計画図を添付すること。森林計画図がない場合は、対象森林の面積が分かる縮尺 5,000 分の 1 以上の図面を添付すること。添付した図面に、計画期間中の各タイプの活動内容及び森林経営計画及び森林施業計画の策定の有無を図示すること。また、森林機能強化タイプにおいては、改修等を実施する路網や鳥獣被害防止柵を図示すること。

1.3. その他

(1) 写真

取組の実施箇所に長期にわたり手入れをしていなかったと考えられる里山林がある場合はその写真を添付すること。

(2) 収入

会費、林産物収入など森林・山村多面的機能発揮対策交付金以外の収入がある場合は記載すること。

(2) 委託

取組を委託する場合は、次を記載すること。

活動計画における取組についての委託
・委託機関名 ・連絡先（電話番号等） ・委託時期

1.0. 計画図（協定の対象としている区域の図面）

取組の実施箇所の森林計画図を添付すること。森林計画図がない場合は、対象森林の面積が分かる縮尺 5,000 分の 1 以上の図面を添付すること。添付した図面に、計画期間中の各タイプの活動内容及び森林経営計画及び森林施業計画の策定の有無を図示すること。また、森林機能強化タイプにおいては、改修等を実施する路網や鳥獣被害防止柵を図示すること。

1.1. その他

活動計画における取組についての委託
・委託機関名 ・連絡先（電話番号等） ・委託時期

・委託内容（委託する区域の林小班、委託業務の内容（面積、作業の内容）等）  
・委託金額

・委託内容（委託する区域の林小班、委託業務の内容（面積、作業の内容）等）  
・委託金額

(様式第 13 号)

番 号  
年 月 日

〇〇地域協議会

会長 〇〇 〇〇 殿

〇〇活動組織

代表 〇〇 〇〇 印

平成〇年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る採択申請書

森林・山村多面的機能発揮対策実施要領（平成 25 年 5 月 16 日 25 林整森第 74 号林野庁長官通知）別紙 3 の第 5 の 4（1）に基づき、下記のとおり森林・山村多面的機能発揮対策交付金の採択を申請する。

記

1. 活動組織名
2. 協定の対象となる森林の位置
3. 担当者名・電話番号（連絡がとれる担当者及び電話番号を記載）
4. 森林・山村多面的機能発揮対策交付金

取組メニュー	交付単価等	森林面積等	交付金額	都道府県の額	市町村の額	計
--------	-------	-------	------	--------	-------	---

(様式第 13 号)

番 号  
年 月 日

〇〇地域協議会

会長 〇〇 〇〇 殿

〇〇活動組織

代表 〇〇 〇〇 印

平成〇年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る採択申請書

森林・山村多面的機能発揮対策実施要領（平成 25 年 5 月 16 日 25 林整森第 74 号林野庁長官通知）別紙 3 の第 5 の 4（1）に基づき、下記のとおり森林・山村多面的機能発揮対策交付金の採択を申請する。

記

1. 活動組織名
2. 協定の対象となる森林の位置
3. 担当者名・電話番号（連絡がとれる担当者及び電話番号を記載）
4. 森林・山村多面的機能発揮対策交付金

取組メニュー	交付単価等	森林面積等	交付金総額
--------	-------	-------	-------

活動推進費	万円	初年度のみ	円	円	円	円	活動推進費	万円	初年度のみ	円
地域環境保全タイプ（里山林保全）	万円/ha	ha	円	円	円	円	地域環境保全タイプ（里山林保全）	万円/ha	ha	円
地域環境保全タイプ（侵入竹除去・竹林整備）	万円/ha	ha	円	円	円	円	地域環境保全タイプ（侵入竹除去・竹林整備）	万円/ha	ha	円
森林資源利用タイプ	万円/ha	ha	円	円	円	円	森林資源利用タイプ	万円/ha	ha	円
森林機能強化タイプ	千円/m	m	円	円	円	円	森林機能強化タイプ	千円/m	m	円
教育・研修活動タイプ	万円/回	回	円	円	円	円	教育・研修活動タイプ	万円/回	回	円
小計			円	円	円	円	小計			円
資機材・施設の整備	1/2以内	円	円	円	円	円	資機材・施設の整備	1/2以内	円	円
資機材・施設の整備（林内作業車、薪割り機、薪ストーブ又は炭焼き小屋）	1/3以内	円	円	円	円	円	資機材・施設の整備（林内作業車、薪割り機、薪ストーブ又は炭焼き小屋）	1/3以内	円	円
計			円	円	円	円	計			円
間伐等（除伐、枝打ちを含む。）の実施面積		ha					間伐等（除伐、枝打ちを含む。）の実施面積		ha	
当該年度に長期にわたり手入れをしていなかったと考えられる里山		ha					当該年度に長期にわたり手入れをしていなかったと考えられる森林を整備する面		ha	

林を整備する面積						
----------	--	--	--	--	--	--

(注1) 面積は 0.1ha、延長は m 単位で記入。教育・研修活動タイプの上  
限は 12 回。

(注2) 当該年度に長期にわたり手入れをしなかったと考えられる森林を  
整備する面積は、活動期間内の前年度までに該当する森林の整備を  
実施した場合は、その森林の面積を除外し、当該年度に新たに森林  
の整備を実施する面積を記載すること。

(注3) 都道府県の額、市町村の額及び計については、申請時に都道府県  
や市町村から予定額を聞いている場合等に記載すること。

5～7 [略]

8. 安全講習等の名称及び内容

講習の名称	講習の内容	実施月
		月
		月

<施行注意>

活動計画書、協定及び活動組織の運営に関する規約等を添付するものと  
する。

積			
---	--	--	--

(注1) 面積は 0.1ha、延長は m 単位で記入。教育・研修活動タイプの上  
限は 12 回。

(注2) 当該年度に長期にわたり手入れをしなかったと考えられる森林を  
整備する面積は、活動期間内の前年度までに該当する森林の整備を  
実施した場合は、その森林の面積を除外し、当該年度に新たに森林の  
整備を実施する面積を記載すること。

5～7 [略]

<施行注意>

活動計画書、協定及び活動組織の運営に関する規約等を添付するものと  
する。

(様式第 14 号)

番 号

年 月 日

〇〇市町村長

氏 名 殿

〇〇地域協議会会長

氏 名 印

平成〇年度 森林・山村多面的機能発揮対策の活動の有効性等に関する意見等について

日頃から、森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業の推進にご協力をいただき御礼申し上げます。

さて、今般、森林・山村多面的機能発揮対策交付金の活動を計画している活動組織から貴（市町村）管内において、別添のとおり活動の申請がありました。

つきましては、活動の有効性等について、業務担当者のご意見を伺いたいので別紙を記載のうえご返送願いたく、ご依頼申し上げます。

(別紙)

1 活動組織名

2 活動内容 別添申請書のとおり

3 担当者の意見（該当する項目の□に✓をお願いします）

大いに有効である

有効である

有効性は認められない

その他の意見等がありましたら、ご自由に記載ください

(協議会が確認する必要がある場合に記載)

4 貴（市町村）が国の交付金と連携して一体的に補助を行う場合に、この活動組織に対して助成する意志の有無。

有（金額 円）

無

記入担当者

〇〇（市町村）〇〇課 氏名

TEL 〇〇〇

<p>(様式第 <u>15</u> 号)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>〇〇地域活動組織代表 氏 名 殿</p> <p style="text-align: right;">〇〇地域協議会会長 氏 名 印</p> <p>平成〇年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る採択通知書</p> <p>平成〇年〇月〇日付け第〇号で提出のあった森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る採択申請について、交付金を交付することが適当と認められたので、森林・山村多面的機能発揮対策実施要領（平成 25 年 5 月 16 日 25 林整森第 74 号林野庁長官通知）別紙 3 の第 5 の 4 （2）に基づき、下記のとおり通知する。 また、採択に当たっては別紙の条件を遵守すること。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 活動組織名</p> <p>2. 協定の対象となる森林の位置</p>	<p>(様式第 <u>14</u> 号)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>〇〇地域活動組織代表 氏 名 殿</p> <p style="text-align: right;">〇〇地域協議会会長 氏 名 印</p> <p>平成〇年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る採択通知書</p> <p>平成〇年〇月〇日付け第〇号で提出のあった森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る採択申請について、交付金を交付することが適当と認められたので、森林・山村多面的機能発揮対策実施要領（平成 25 年 5 月 16 日 25 林整森第 74 号林野庁長官通知）別紙 3 の第 5 の 4 （2）に基づき、下記のとおり通知する。 また、採択に当たっては別紙の条件を遵守すること。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 活動組織名</p> <p>2. 協定の対象となる森林の位置</p>
---	---



3. 森林・山村多面的機能発揮対策交付金の交付決定額

取組メニュー	交付金額	都道府 県の額	市町村 の額	計
活動推進費	円	円	円	円
地域環境保全タイプ（里山林保全）	円	円	円	円
地域環境保全タイプ（侵入竹除去・竹林整備）	円	円	円	円
森林資源利用タイプ	円	円	円	円
森林機能強化タイプ	円	円	円	円
教育・研修活動タイプ	円	円	円	円
資機材・施設の整備	交付率 1/2 以内	円	円	円
	交付率 1/3 以内	円	円	円
計	円	円	円	円

（注）都道府県の額、市町村の額及び計の欄については、協議会が把握している場合に記載すること。

4 [削除]

4. その他

活動組織に条件を付す場合は記載すること。

3. 森林・山村多面的機能発揮対策交付金の交付決定額

取組メニュー	交付金額	
活動推進費	円	
地域環境保全タイプ（里山林保全）	円	
地域環境保全タイプ（侵入竹除去・竹林整備）	円	
森林資源利用タイプ	円	
森林機能強化タイプ	円	
教育・研修活動タイプ	円	
資機材・施設の整備	交付率 1/2 以 内	円
	交付率 1/3 以 内	円
計	円	

4. 事業費（活動推進費＋各タイプ計＋資機材・施設の整備（購入額））

（注）地域協議会は活動組織に付する条件を別紙に記載し、本通知書と併せて通知すること。

(様式第 16 号)

番 号  
年 月 日

〇〇地域協議会会長  
氏 名 殿

〇〇地域活動組織代表  
氏 名 印

平成〇年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る採択変更申請書  
(届出書)

平成〇年〇月〇日付け第〇号で採択通知のあった森林・山村多面的機能発揮対策交付金を変更したいので、森林・山村多面的機能発揮対策実施要領(平成25年5月16日25林整森第74号林野庁長官通知)別紙3の第5の6に基づき、下記のとおり採択の変更を申請する(届け出る)。

記

1～2 [略]

3. 森林・山村多面的機能発揮対策交付金

取組メニュー	交付単価等	森林面積等	交付金額	都道府県の額	市町村の額	計
--------	-------	-------	------	--------	-------	---

(様式第 15 号)

番 号  
年 月 日

〇〇地域協議会会長  
氏 名 殿

〇〇地域活動組織代表  
氏 名 印

平成〇年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る採択変更申請書(届出書)

平成〇年〇月〇日付け第〇号で採択通知のあった森林・山村多面的機能発揮対策交付金を変更したいので、森林・山村多面的機能発揮対策実施要領(平成25年5月16日25林整森第74号林野庁長官通知)別紙3の第5の6に基づき、下記のとおり採択の変更を申請する(届け出る)。

記

1～2 [略]

3. 森林・山村多面的機能発揮対策交付金

取組メニュー	交付単価等	森林面積等	交付金額
--------	-------	-------	------

活動推進費	万円	初年度のみ	円	円	円	円	活動推進費	万円	初年度のみ	円
地域環境保全タイプ（里山林保全）	万円/ha	ha	円	円	円	円	地域環境保全タイプ（里山林保全）	万円/ha	ha	円
地域環境保全タイプ（侵入竹除去・竹林整備）	万円/ha	ha	円	円	円	円	地域環境保全タイプ（侵入竹除去・竹林整備）	万円/ha	ha	円
森林資源利用タイプ	万円/ha	ha	円	円	円	円	森林資源利用タイプ	万円/ha	ha	円
森林機能強化タイプ	千円/m	m	円	円	円	円	森林機能強化タイプ	千円/m	m	円
教育・研修活動タイプ	万円/回	回	円	円	円	円	教育・研修活動タイプ	万円/回	回	円
小計			円	円	円	円	小計			円
資機材・施設の整備	1/2以内	円	円	円	円	円	資機材・施設の整備	1/2以内	円	円
資機材・施設の整備（林内作業車、薪割り機、薪ストーブ又は炭焼き小屋）	1/3以内	円	円	円	円	円	資機材・施設の整備（林内作業車、薪割り機、薪ストーブ又は炭焼き小屋）	1/3以内	円	円
計			円	円	円	円	計			円
間伐等（除伐、枝打ちを含む。）の実施面積		ha					間伐等（除伐、枝打ちを含む。）の実施面積		ha	
当該年度に長期にわたり手入れをしていなかったと考えられる里山林を整備する面積		ha					当該年度に長期にわたり手入れをしていなかったと考えられる森林を整備する面積		ha	
<p><u>（注）都道府県の額、市町村の額及び計については、申請時に都道府県や市町村から金額を聞いている場合等に記載すること。</u></p>										

4～5 [略]

6. 安全講習等の名称及び内容

<u>講習の名称</u>	<u>講習の内容</u>	<u>実施月</u>
		<u>月</u>
		<u>月</u>

7. 計画変更の理由（減額の理由）

※減額の場合は減額する金額も併せて

(様式第 17号) ～ (様式 18号) [略]

4～5 [略]

6. 計画変更の理由（減額の理由）

※減額の場合は減額する金額も併せて

(様式第 16号) ～ (様式 17号) [略]

(様式 19 号)

平成○年度 モニタリング結果報告書

1 活動の目標

--

2 活動実施前の標準地の状況 (平成○年度)

写真

標準地 の状況 を記載	
-------------------	--

3 活動1年目の標準地の状況 (平成○年度)

写真

標準地 の状況 を記載	
目標達 成度	
次年度 に向け た改善 策	

4 活動2年目の標準地の状況 (平成○年度)

写真

標準地	
-----	--

<u>の状況</u> <u>を記載</u>			
<u>目標達成度</u>			
<u>次年度</u> <u>に向けた</u> <u>改善</u> <u>策</u>			
<u>5 活動3年目の標準地の状況（平成〇年度）</u>		<u>写真</u>	
<u>標準地</u> <u>の状況</u> <u>を記載</u>			
<u>目標達成度</u>			
<u>次年度</u> <u>に向けた</u> <u>改善</u> <u>策</u>			
<u>6 活動4年目の標準地の状況（平成〇年度）</u>		<u>写真</u>	
<u>標準地</u> <u>の状況</u> <u>を記載</u>			

目標達成度	
次年度に向けた改善策	

7 活動5年目の標準地の状況（平成〇年度）

写真

標準地の状況を記載	
目標達成度	

（注）目標の設定及び標準地の状況の記載については、別に定めるガイドラインを参考とすること。

<p>(様式第 <u>20</u> 号)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>〇〇地域協議会会長 氏 名 殿</p> <p style="text-align: center;">〇〇地域活動組織代表 氏 名 印</p> <p>平成〇年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る実施状況報告書</p> <p>平成〇年度の実施状況について、森林・山村多面的機能発揮対策実施要領（平成 25 年 5 月 16 日 25 林整森第 74 号林野庁長官通知）別紙 3 の第 5 の 8 に基づき、下記の関係書類を添えて報告する。</p> <p>記</p> <p>1 平成〇年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金（活動記録）（様式第 16 号）</p> <p>2 作業写真整理帳（様式第 16 号別添 1 及び 2）</p> <p>3 平成〇年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金（金銭出納簿）（様</p>	<p>(様式第 <u>18</u> 号)</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>〇〇地域協議会会長 氏 名 殿</p> <p style="text-align: center;">〇〇地域活動組織代表 氏 名 印</p> <p>平成〇年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る実施状況報告書</p> <p>平成〇年度の実施状況について、森林・山村多面的機能発揮対策実施要領（平成 25 年 5 月 16 日 25 林整森第 74 号林野庁長官通知）別紙 3 の第 5 の 8 に基づき、下記の関係書類を添えて報告する。</p> <p>記</p> <p>1 平成〇年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金（活動記録）（様式第 16 号）</p> <p>2 作業写真整理帳（様式第 16 号別添 1 及び 2）</p> <p>3 平成〇年度 森林・山村多面的機能発揮対策交付金（金銭出納簿）（様</p>
--	--



式第 17 号)

4 平成〇年度 モニタリング結果報告書

5 平成〇年度 実施状況整理票 (別紙)

(※精算払いがある場合は業務方法書の別記様式第 1 号も併せて添付すること。)

(様式第 21 号) ~ (様式第 22 号) [略]

附則

この要綱は、平成 29 年〇月〇日から施行する。

この通知による改正前の本要綱に基づいて実施した報告等については、なお従前の例によることとする。

式第 17 号)

4 平成〇年度 実施状況整理票 (別紙)

(※精算払いがある場合は業務方法書の別記様式第 1 号も併せて添付すること。)

(様式第 19 号) ~ (様式第 20 号) [略]